

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会（第21回）

日 時 平成29年12月8日（金）午後1時30分～
場 所 全員協議会室

- 1 開議
- 2 日程説明
- 3 要望について
- 4 行政報告について
(1) 地域未来投資促進法に基づく基本計画について
- 5 その他



平成29年12月1日

亀岡市議会議員 湊 泰孝 様

要 望 書

件名 京都スタジアム（仮称）は、未だに二重買収の責任問題、買収単価の適切さが明らかにされず、建設計画の詳細、利用・運営計画は市民に何も説明されていません。迷惑な施設とならないように交通シミュレーションなど環境アセスメントの実質的な実施、利用・運営計画を明らかにされますようお願いいたします。

要望の要旨

京都スタジアム（仮称）（以下「スタジアム」という。）の土地売買契約が締結され、主体工事等の契約が締結されました。しかし、未だに京都・亀岡保津川公園予定地の利活用計画はまったく明らかにされず、市民は二重買収と言わざるを得ません。しかも、二重買収となった責任が明確になっていません。土地売買額も不可解です。これらの問題等の検証は市民の疑問に答えるため、極めて大切ですので是非具体化をお願いします。

交通シミュレーションの実施は京都スタジアム（仮称）検討特別委員会の指摘要望事項の一つであり、その未実施は、市民等の不安の大きな要因です。交通シミュレーションや治水問題など、未解決では迷惑施設となりかねません。市民不安を解決するには、環境アセスメントの実施が有効です。何故亀岡市がその実施を京都府に求めないのか徹底した調査審査を引き続きお願いします。

建設計画の詳細、利用計画、運営計画は未だに明らかにされていません。これでは多大な税金を投入したスタジアムがどのように利活用され、地域振興に役立つのか不明です。早く明らかにさせて、市民の理解を得られるように調査審査をお願いします。

具体的な要望項目1

多額の税金を投入する大規模な公共事業の実施に当たっては、経緯の検証と責任の明確化が市民の理解を得るためには不可欠です。二重投資ではないと強弁される方もおられますが、未だに京都・亀岡保津川公園予定地の利活用計画は具体化されず、二重買収と言わざるを得ません。また、都市公園事業補助では、水田耕作を主にすることは困難であり、国庫補助金の返還さえ想定される状況です。これらの問題等の検証は大切ですので是非具体化をお願いします。

そのためには、未だに実施されていない前栗山市長、関係職員を参考人として招致することが必要と考えます。

亀岡市の財政当局は、税収が不足する場合は交付税で見てもらえるから変わらないかのような説明を行いました。全く間違っています。税収が減ってもその25%相当は交付税に算入されません。十分な調査審査をお願いします。

すでに小中学校の冷暖房設備の設置の遅れや、文化会館の冷房費のカット、道路補修の遅れなど市民サービスの低下に影響が出て市民の不満は高まっています。

しかも、用地売買額が高すぎます。原因は亀岡市の不動産鑑定評価の依頼方法にあります。亀岡市の不動産鑑定評価依頼書では3社の鑑定士に「大きな街区での土地利用を想定しながら、街区ごとの平均単価の算定を行うこと。」と指示されています。これは、買い手の立場ではなく、売り手の立場に立った評価です。亀岡市は、大街区で利用を目的としながら、街区ごとの評価を行ったため、道路など公共用途の面積分が上乘せされた価格となっています。3社とも中高層の集合住宅やビジネスホテル利用を想定した評価です。

国土交通省が定めた不動産鑑定評価基準の「不動産の価格を形成する要因」の一番に掲げられている「地質、地盤等の状況」に関する資料、例えば、くい打ちが必要な土地であること、地下水への配慮など

の資料を執行部は提供していません。

この結果、道路など公共用途の面積相当分は高く評価されています。また、地質、地盤等の比準がされていないので、国土交通省地価調査課の土地価格比準書によると、3%が減額されます。つまり、不動産鑑定評価の依頼方法が正しいと仮定しても、地質、地盤等の比準をすれば少なくとも3%は低くなります。比準方法も含めて引き続き調査審査をお願いします。

具体的な要望項目2

交通シミュレーションには、完成後の交通だけでなく、工事中の交通も含まれると思います。そこで問題は、第2回京都スタジアム建設に係る市民説明会の質疑回答（別添資料）の20のアです。その質疑回答の20のアでは、「工事車両のルートは、今後、関係する地元自治会等の説明会の中で、ルート、時間帯などについて協議していきます。」と書かれています。しかし、建築工事の入札の現場説明書では、施工業者に、周辺自治会や近隣住民への工事の説明を丸投げしています。本来なら京都府が説明すべきですが、それを業者に丸投げは問題です。つまり、工事車両の説明は、いつの間にか業者にさせると説明を変えました。

なお、現場説明書では、通行規制は、亀岡市内市街地の交通混雑緩和のため、千代川ICや大井ICから国道9号線・月読橋を經由して、府道亀岡園部線保津橋に至るルートで工事現場内に侵入することとされています。

工食用道路ならば、そもそも大型ダンプやトレーラーが曲がるのか、通れるのか、その交通量はどうかなど、また、道路の強度など確認されているのか、通学道路と重なる路線ではないのかなど、行政が事前に確認すべき大きな課題があります。本来、主体工事入札実施前に確認すべきことです。

また、利用者の車については、同じ20のアでは、「京都縦貫道亀岡ICに近い亀岡運動公園の駐車場を活用して車で来場する観客をシャトルバスで輸送することなどについて、亀岡市と連携して適切な対策を検討・実施する。」と書いています。

亀岡運動公園を臨時駐車場とすることは亀岡運動公園の機能を妨げます。国道372号の渋滞が一層進みます。それなら亀岡運動公園付近がスタジアムの適地だと認めることにもつながります。

なお、亀岡運動公園付近はICに近すぎるから駄目だとの議論もありました。日本サッカー協会のスタジアム標準では、住宅地域との距離はもっとも慎重を期すべき問題であり、住宅地域に近接する地域にスタジアムを建設することは極力避けるべきと書かれています。スタジアム標準には、どこにもIC周辺は避けるべきだとは書かれていません。当然のことながら、吹田スタジアム、甲子園、横浜スタジアムはICに近いです。ICまでのアクセスの工夫が問題なのです。対応すべき問題は国道9号、372号の渋滞なのです。

市道で並河蚊又線の認定をされました。ICへのアクセスの有効性はあるでしょうが、府道への昇格の可能性は極めて低いです。有効に活用されるには、高速道路料金を沓掛ICから篠ICまでと亀岡ICまでとを、同額にすることが不可欠だと思います。市道で整備されるならば、これもスタジアム関連工事費です。

これで50億円を大幅に超えます。このような甘い見通しで進めた原因はどこにあるのか。過去の失敗を検証せず、市役所内や関係者とも協議せず甘い見通しのもとに進めた前栗山市長時代の失政の結果だと思います。

亀岡運動公園を臨時駐車場とか、亀岡ICを道路アクセスの主な路線と考えるのならば、国道372号の4車線化を検討されたのか、費用対効果を比較検討されたのでしょうか。国道372号ならば500m程度の改良で済みます。

これらの問題は、京都府が交通量などの調査や調整もせずに勝手に進めたためか、それとも、亀岡市の事務当局が市長と十分に相談せず京都府と調整したのか、どちらかに起因すると思います。

交通シミュレーションの実施は今からでも可能です。指摘要望事項ですから執行部に強く早期実施と、市民への公開を求めてください。

交通シミュレーションは、環境アセスメントの主要調査項目です。京都府は亀岡市が求めれば、実施すると言っています。何故環境アセスメントとしての交通シミュレーションを京都府に求めないのか理解できません。執行部に、交通シミュレーションを中心とした環境アセスメントの実施を京都府に求めるように強く申し入れるようにお願いします。執行部は、今更要綱では環境アセスメントを求められないと応えると思いますが、市民説明会の資料の20のイの回答は、要綱等があれば実施すると読める趣旨で京都府は回答されています。

是非、執行部に対して、前向きに取り組むように調査審査をお願いします。

具体的な要望項目3

京都府は市民への説明を実施するといいいながら、主体工事等の契約を締結しているのに関わらず、実施計画の詳細については何も説明をしていません。このようなことを許しているのは、亀岡市にも責任があります。

入札参加業者には、詳細な図面を渡しなが、市民が見られるのは図面の抜粋だけです。少なくとも縦断・横断の断面図、主要な箇所の詳細図の公開が必要です。

今まで、青少年がトップクラスの選手の技術を見て、触れ合えることは青少年の教育上大切だとの議論がありましたが、どこで選手と触れ合えるのでしょうか。公開された図面では選手のウォームアップも見える構造なのかもわかりません。

公開されている実施設計の一部分の図面では、アメフトは勿論のこと、ラグビーのトップクラスの定期戦の実施は不可能です。これらの定期戦で、選手やコーチ、事務方がスタンド下から戦況を見ながら戦術をたて、ウォームアップ、選手のサポートなどをするスペースさえありません。

実施設計の変更はよくあることです。市民にとって必要と思われることを、京都府に申し出て、実施設計を見直させることも必要です。京都府は意見を聞かざるを得ない時期です。京都府は後戻りできない状況ですから意見を申し出るタイミングです。市民本位の意見を執行部に提案させるよう調査審査をお願いします。

多くのスタジアムでは、選手との交流のスペースを多くとっています。また、ウォームアップの姿も見られます。このような場所でも、選手とファンの交流が図られています。

選手、役員等関係者、メディア関係者、スポンサー、車いす利用者などの専用駐車場は、多くのスタジアムでは、300台から500台程度設けていますが、実施設計図では70台もありません。どう対応するのでしょうか。

長時間にわたる来場者の試合開始前の待ち時間を買い物に使ってもらおうと京都府も亀岡市も説明していますが、通常は開場の前から席取りのために並ぶのです。執行部は、実際の試合の3時間前から終了後の1時間後までの間、来場者がどのように動くのか、その動線が類似したスタジアムの調査、研究が必要と思います。知識不足で判断することこそ危険です。

利用・運営計画は、スタジアムにとって交通シミュレーションと同様極めて大切にもかかわらず、ほとんど明らかになっていません。一般的な指定管理者制度となるのか、京都府が検討している運営権制度の導入になるのか、料金設定はどうか、例えば府民デーのように一般開放する日を月一度でも設けるのか、全く見えません。また、具体的な動線の在り方は安全性の確保から大切です。京都府が主体工事等の契約をした現時点はチャンスです。この段階で動かないと、市民が使えなくなる使用料金の設定などになる可能性もあります。例えば、入場料を取らないアマチュアの使用料はどうかをはじめ様々な議論が必要です。適切な調査審査をお願いします。

亀岡市篠町馬堀池ノ下27-5

松尾 寛治

第2回 京都スタジアム（仮称）建設に係る市民説明会質疑回答

ア 交通問題について

・工事車両のルートは、実施設計ができていのであるから、車両別交通量、時間帯などを、例外的なルートも含めて明確にするとともに、関係する地域には、「京都スタジアム（仮称）整備事業に係る環境への影響について」（以下「公共事業評価調査という。」に記載された特定の1自治会だけでなく、全てに対して実施すること。

・供用開始後の交通計画については、少なくともサンガ使用時の人数を推定し、鉄軌道と自動車等の利用者を予測し、それぞれの対応策を明確にされたい。併せて、亀岡の姿を変える大事業の実施に当たっては、当然のことながら、現状把握、供用後の予測、それに対する評価は不可欠と考えるがどうか。スタジアムに関して、市民等が不安に感じている課題は、道路問題、治水問題、騒音問題、市の財政問題等があるが、とりわけ、国道9号の慢性的な渋滞の悪化と、それによる生活道路への通過交通の侵入を市民や事業所は危惧している。このような事態を招いたのは、道路管理者である国土交通省、京都府の長年にわたる亀岡市域での取組の弱さにあることから、全てを亀岡市任せにせず、国道、府道については府において早急な対策を求める。

20

イ 環境問題について

亀岡市環境基本条例第11条第1項では、「市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。」と亀岡市に環境アセスメントの実施を義務付けている。京都府は、亀岡市の求めがあれば実施する考えはあるのか。特に、公共事業評価調査は、騒音規制値などに間違いが多い。府議会、市議会、府民に間違った情報を報告したことの問題をどう整理するのか。

【府】工事車両のルートは、今後、関係する地元自治会等の説明会の中で、ルート、時間帯などについて協議していきます。

駐車場については、現在のサンガのホームグラウンドである西京極競技場においても、観客用の駐車場はなく、公共交通機関（阪急電車・バス）を利用して来場しています。

本スタジアム（仮称）は、亀岡駅北口から距離約280m、徒歩4分程度の駅近に立地することから、観客の来場においては、公共交通機関（JR・バス）の利用を促すこと最優先としています。

この場合、公共交通機関による輸送に当たっては、車両の増結と併せ、試合開始時間について試合を開催するJリーグ、京都サンガと調整し、混雑する時間帯を避けるとともに、帰りの際に少しでも亀岡に残っていただいて亀岡の観光消費につなげるような魅力あるまちづくりにも取り組んでいくこととしており、必要な輸送能力について確保していけるものと考えています。

なお、駐車場について、他のスタジアムの状況を見ると、埼玉スタジアム、味の素スタジアム、ユアテック仙台、ナック5大宮、日立柏サッカー場など観客用の駐車場を有しない、もしくは、駐車場を有していてもJリーグの試合や大規模イベント時には使用させないこととしているスタジアムもあります。駐車場を設置することで、かえって周辺道路が渋滞したり、駐車場における混乱が生じることもあります。

しかしながら、公共交通機関では来場しにくい利用者もおられますので、京都縦貫道亀岡ICに近い亀岡運動公園の駐車場（約700台）を活用して車で来場する観客をシャトルバスで輸送することなどについて、亀岡市と連携して適切な対策を検討・実施することとしています。

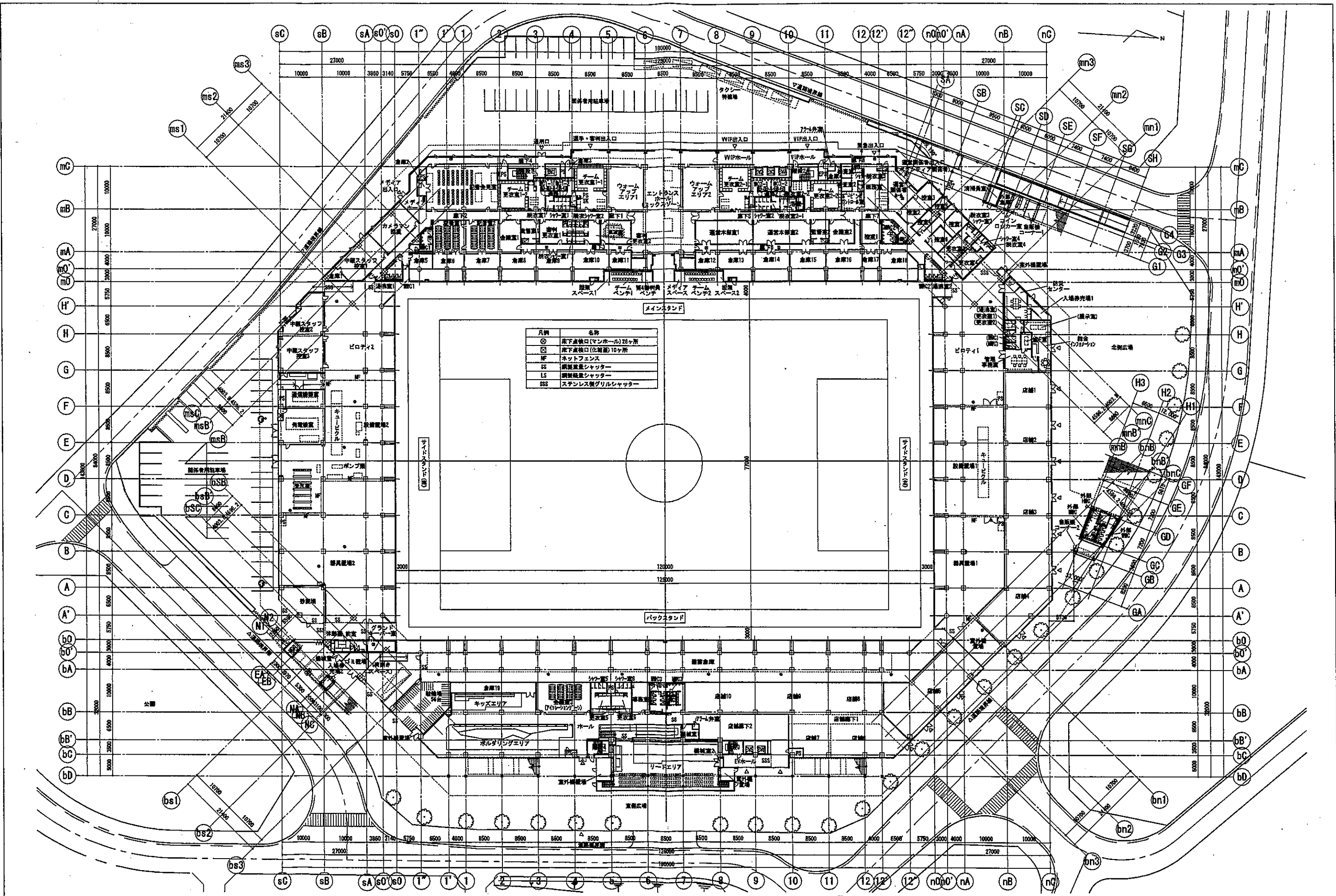
また、現在JR亀岡駅周辺に民間の駐車場が6ヶ所、収容台数は約1,250台あり、これらの駐車場は、常に満車になっているわけではないことから、これらの利用も考えられますので、周辺道路の状況や観客の来場方法の実態などを調査し、渋滞の悪化や生活道路への通過交通の進入を抑制するよう検討します。今後、地元住民の方々ともお話をしながら検討し、対応していきたいと考えています。

【府】亀岡市には、環境影響評価条例、要綱等がなく、亀岡市での環境影響評価は、アセス法と府環境影響評価条例に基づき行うほか、個別法令により対応することとなります。

府の環境影響評価条例は、土地区画整理事業では50ha以上75ha未満、レクリエーション施設も同じ面積としており、面積が17.2haの土地区画整理事業及び約3haの京都スタジアムは、府条例の対象ではないことから、環境影響評価を行っていません。

なお、本スタジアムにおいても、環境アセスメント法に準じた形で、アユモドキを中心とした生態系、水質、地下水などの水環境、騒音、振動、光などの住環境、更には景観など必要な環境影響評価を行い、環境保全専門家会議で了承を得ています。

公共事業評価調査は、騒音・振動に係る時間帯などに誤解をまねくような記載がありますが、工事実施に当たっては、法令等を踏まえ必要な対策を行い適切に実施することとしています。



株式会社東畑建築事務所 TOHATA ARCHITECTS & ENGINEERS, INC.	一級建築士 No. 111895 清野 真一	一級建築士 No. 205996 阿部 尚士	一級建築士 No. 239170 永田 久子	京都府文化スポーツ部スポーツ施設整備課 設計番号: 2016391	課長 担当課長 副課長 担当	京都スタジアム(仮称)新築工事(主体工事)	図番 A024
	1階平面図			設計番号: 2016391	平成29年8月	S= 1/400 A1646枚内 AT 647~644	

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会

平成29年12月8日（金）

【資料一覧】

1. 「地域未来投資促進法」に係る地方創生推進交付金について
・・・資料1～5

2. 京都スタジアム（仮称）新築工事の予定について
・・・資料6

「地域未来投資促進法」について

地域経済牽引事業の促進による 地域の成長発展の基盤強化に関する法律 (平成29年6月2日公布、7月31日施行)

平成29年8月
経済産業省
地域経済産業グループ

1. 地域で生まれつつある新たな経済成長の動き

● 観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。こうした取組（「地域未来投資」）が全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待される。

<「地域未来投資」が行われている成長分野の例>

成長ものづくり

- 医療機器
 - 航空機部品
 - バイオ・新素材
- 航空機市場の成長予測：
国内生産額1.8兆円（2015年）
⇒ 3兆円超（2030年）



農林水産・地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
 - 地域産品のブランド化
- 6次産業化市場の成長予測：
10兆円（2020年）



第4次産業革命関連

- IoT、AI、ビッグデータを活用
 - IT産業の集積を地方に構築
 - データ利活用による課題解決・高収益化
- 第4次産業革命関連の成長予測：
付加価値額 30兆円（2020年）



観光・スポーツ・文化・まちづくり

- 民間のノウハウを活用したスタジアム・アリーナ整備
 - 訪日観光客の消費喚起
 - 文化財の活用
- スポーツ国内市場の成長予測：
5.5兆円（2015年） ⇒ 15兆円（2025年）



環境・エネルギー

- 環境ビジネス
 - 省エネルギー
 - 再生可能エネルギー
- 環境・エネルギーの成長予測：
エネルギー関連投資：28兆円（2030年）



ヘルスケア・教育サービス

- ロボット介護機器開発
 - 健康管理サポートサービス
 - 専門職の専修学校整備
- 健康医療関連国内市場の成長予測：
16兆円（2015年） ⇒ 26兆円（2020年）



<「地域未来投資」の特徴>

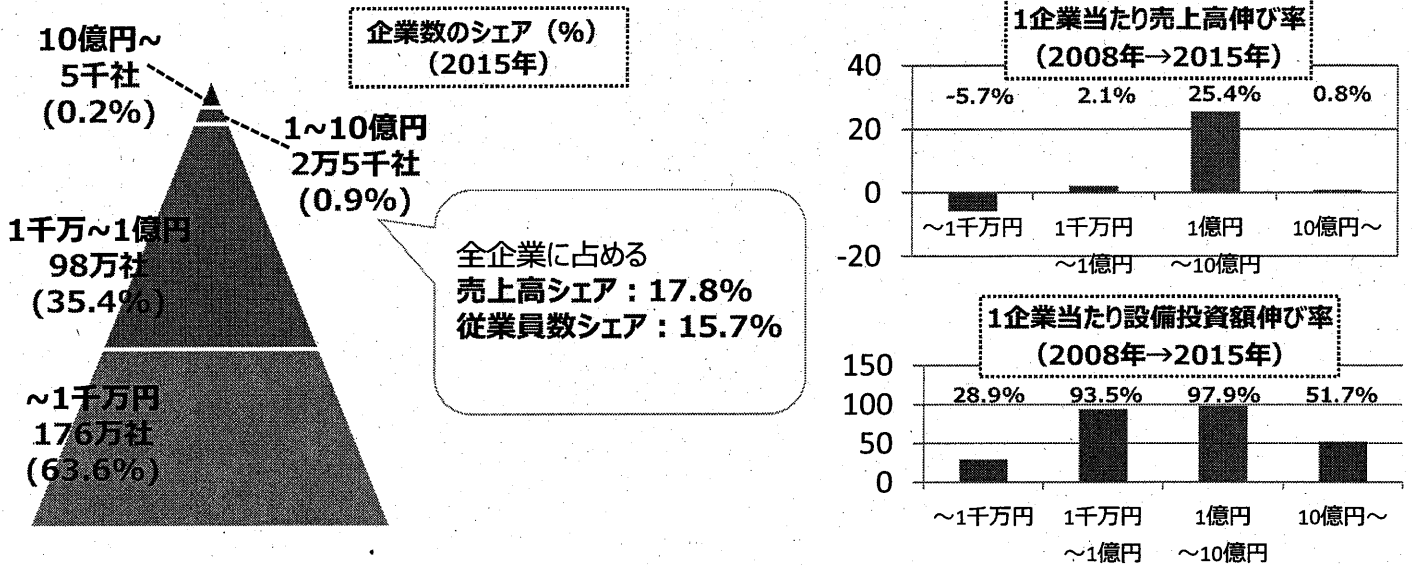
- (1) 将来の市場規模拡大が見込まれる成長分野への投資
- (2) 地域におけるリーダーシップと地元の産官学金との連携
- (3) 明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入

担い手として
地域の中核企業が
重要な存在

2. 中堅企業が地域経済の成長のカギ

- 地域の牽引役として期待されるのは、①地域におけるリーダーシップ②高い設備投資意欲と成長力を有し、③域内外を結ぶバリューチェーンの要となる中核企業。
- 中でも、全国に約2.5万社存在する資本金1～10億円の中堅企業は、設備投資（7年で97.9%）と売上高（7年で25.4%）を伸ばしており、全企業におけるシェアの観点でも大きなインパクトを持つ。こうした企業の成長環境を整えていくことが必要。

<中堅企業のインパクトと成長力>

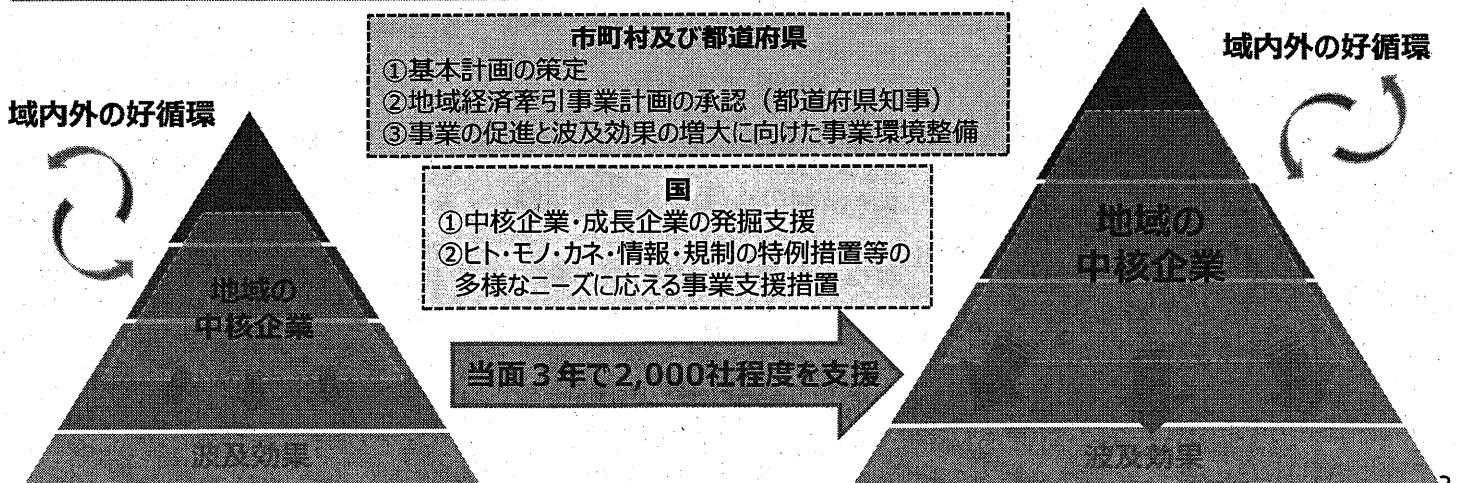


2

3. 地域未来投資促進法のねらい

- 地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業（「地域経済牽引事業」）を促進する。
- 具体的には、都道府県知事が承認した地域経済牽引事業に対して国から集中的に支援を行う。また、自治体での事業者発掘を支援するため、地域経済牽引事業の担い手候補2,000社程度を抽出・公表して情報提供を行う。
- 3年で2,000社程度を支援し、投資額を1兆円、GDPを5兆円増大させることを目指す。

<地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長イメージ>



3

4. 地域未来投資促進法の基本スキーム

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
- 事業者は、地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認。
- 国は、地方公共団体及び地域経済牽引事業者を支援。

①市町村・都道府県が基本計画を策定

〇〇県〇〇地域基本計画

- ・対象となる区域（促進区域）
- ・経済的効果に関する目標
- ・地域の特性 × 推進したい分野
- ・地域経済牽引事業の要件
- ・自治体による事業環境整備の内容

②事業者が地域経済牽引事業計画を策定

地域経済牽引事業計画

- ・地域経済牽引事業の内容及び実施時期
- ・地域経済牽引事業の経済的効果
- ・活用する地域の特性 × 活用する分野
- ・特例措置に関する事項

③都道府県知事が承認 (官民連携型は国が承認)

計画策定・実行フェーズごとのサポート

【情報収集支援】

- ①地域経済分析システム（RESAS）
- ②候補企業を2000社選出・公表

【地域の協力体制の構築】

地域経済牽引事業促進協議会

【支援措置】

事業のニーズに合わせて集中的に支援

ヒト（人材）

モノ（設備投資）

カネ（財政・金融）

情報

規制の特例措置等

5. 主な支援措置

① 人材に関する支援措置

○海外市場展開等の専門人材による人的支援

- ・地域中核企業創出・支援事業（29年度予算25.0億円）
⇒地域の企業の国際市場展開に向けた専門家による全国的な支援ネットワークの構築

② 設備投資に関する支援措置

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

○地方税の減免に伴う補てん措置

- ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 財政・金融面の支援措置

○地域経済牽引事業に対する補助等

- ・地方創生推進交付金（29年度予算1,000億円）の活用
⇒地域未来投資促進法の承認を受けた計画については、内閣府と連携し、重点的に支援
- ・省エネ補助金（29年度予算672.6億円）、サポイン補助金（29年度予算130.0億円）の活用

○リスクマネーの供給促進

- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム（RESAS）等を活用

○IT活用に関する知見の支援

- ・情報処理推進機構（IPA）による協力業務

⑤ 規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

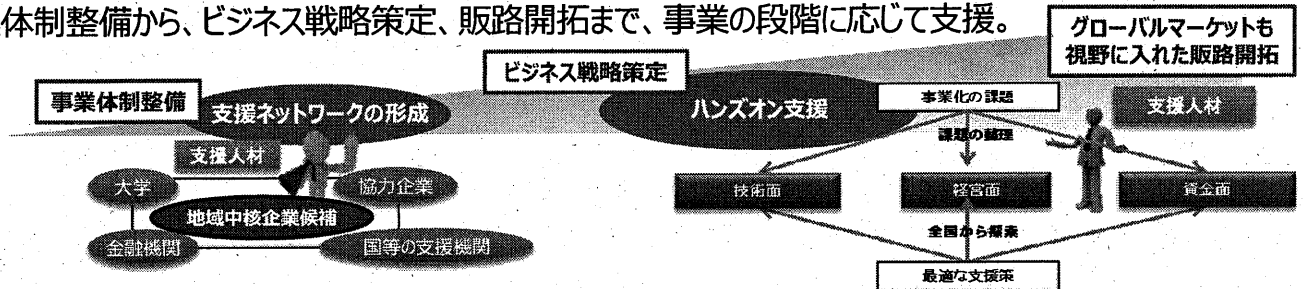
- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

5. 主な支援措置【ヒト（人材）】

■ 専門人材による市場展開等の支援

地域中核企業創出・支援事業【平成29年度 25.0億円】

- 地域の支援人材が、全国各地で約200のプロジェクトを支援。また、国際市場にも精通した専門家（グローバル・コーディネーター ※）平成28年度は25名）が追加的支援を実施。
※ Skyline Ventures マネージングディレクター金子氏、ローランドベルガー エグゼクティブアドバイザー森氏 等
- さらに、成長分野に関する分野毎の共通課題への対応策を提供。
- 地域の支援人材やグローバル・コーディネーター等の知見やネットワークを活用して、協力企業や大学等との事業体制整備から、ビジネス戦略策定、販路開拓まで、事業の段階に応じて支援。



■ 地域雇用対策との連携

実践型地域雇用創造事業（厚労省事業）【平成29年度 35.4億円】

- 雇用機会の拡大・人材育成など、地域における自発的な雇用創造の取組を支援。
※ 有効求人倍率が一定以下の地域が対象。1地域あたり各年度2億円（複数の市町村で実施する場合は2.5億円）上限。
※ 連携規定に基づき、地域未来投資促進法の取組を行う地域の事業は、採択に際して一定程度配慮。

【地域の独自の取組のイメージ】

- 合同就職説明会・面接会を通じて、地域求職者の就職を支援
- 地域の観光業に関わる旅館スタッフ、タクシー運転手等を対象とした英語・国際文化理解研修



5. 主な支援措置【モノ（設備投資）】

■ 承認を受けた事業計画のうち、国が先進性を確認した事業を深掘り支援。製造業・非製造業問わず、設備投資を減税措置で応援

地域未来投資促進税制【平成29年度新設】

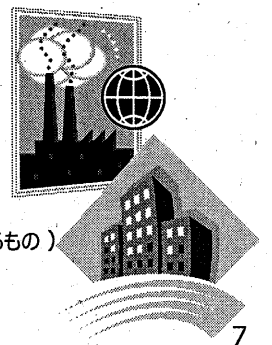
- 税額控除もしくは特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税負担を軽減
- 機械だけでなく建物等も含め、新事業に必要な資産が幅広く減税の対象
- 資本金1億円以上の中堅企業でも活用可能（資本金や企業規模による制限は無い）
- 1事業あたり最大100億円の投資までが減税対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※総投資額2000万円以上/事業が対象。
※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円/事業を限度とする。
※前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が対象（地方自治体が事業者として参画する場合を除く）

固定資産税・不動産取得税の減免に対する減収補てん措置

- 新たに取得した建物・構築物、土地について、自治体が固定資産税（標準税率1.4%）及び不動産取得税（標準税率建物・構築物4%、土地3%）を免除または減税した際に、自治体の減収額の75%を補てん
(家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が1億円（農林漁業関連業種にあつては5,000万円）を超えるもの)
- 固定資産税の減免については、補てん措置を3年間継続。
- その結果、自治体によっては、最大で3年間、固定資産税が免税となるケースもある。



5. 主な支援措置【カネ（財政・金融）】

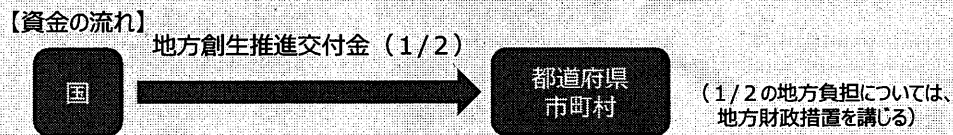
■ 地方創生関連施策との連携

地方創生推進交付金による重点支援【内閣府予算：29年度1,000億円】

- 本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援。
- 地域未来投資促進法の承認を受けた計画については、内閣府と連携し、重点的に支援する。

<重点支援の内容>

- ①地方の平均所得の向上などの観点から地方創生への高い効果が見込まれる場合には、交付上限額やハード事業の要件（計画期間を通じて事業費の1/2未満）を緩和するなど、運用を弾力化
- ②自治体が、地域経済全体に効果をもたらす自らの事業に加え、地域経済牽引事業の強化に向けた取組の一環として、民間事業者が行う設備投資等の取組について戦略的に支援を行う場合にも、活用可能



■ リスクマネーの供給促進

地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンドの創設・活用等

- 地域経済牽引事業の促進を目的として、地域における面的な投資を支援するため、地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンドの創設・活用等により、リスクマネーの供給を促進する。

8

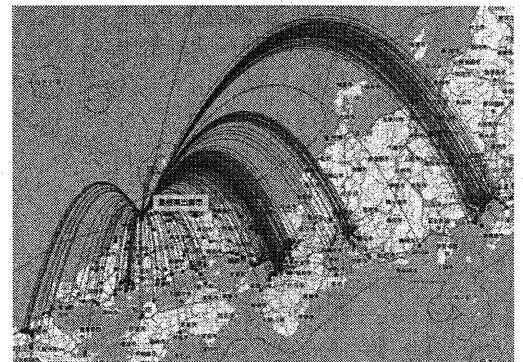
5. 主な支援措置【情報①】

■ 地域経済に関する情報収集・分析支援

地域経済分析システム（RESAS）の活用

- 地方創生のデータ利用の「入口」として、地域経済に関する官民の様々なデータを、地図やグラフ等で分かりやすく「見える化」しているシステム。
- インターネット上で公開され、地域の課題を発見し、その解決策を検討するツールとして、地方公共団体の政策担当者をはじめ広く活用されている。

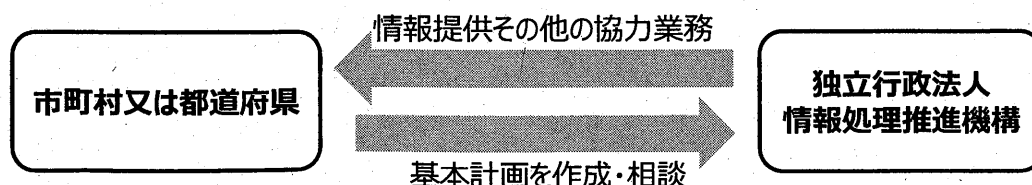
RESASを活用した分析の例：花火図
潜在人口の表示（島根県出雲市）



■ IT活用に関する知見の支援

独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）による協力業務

- IT活用支援に知見等を有する情報処理推進機構が情報の提供その他の協力業務を行うことにより、地方公共団体による、公共データの民間公開等を通じた新たなビジネスの創出及び拡大に資する環境整備の後押しを行う。

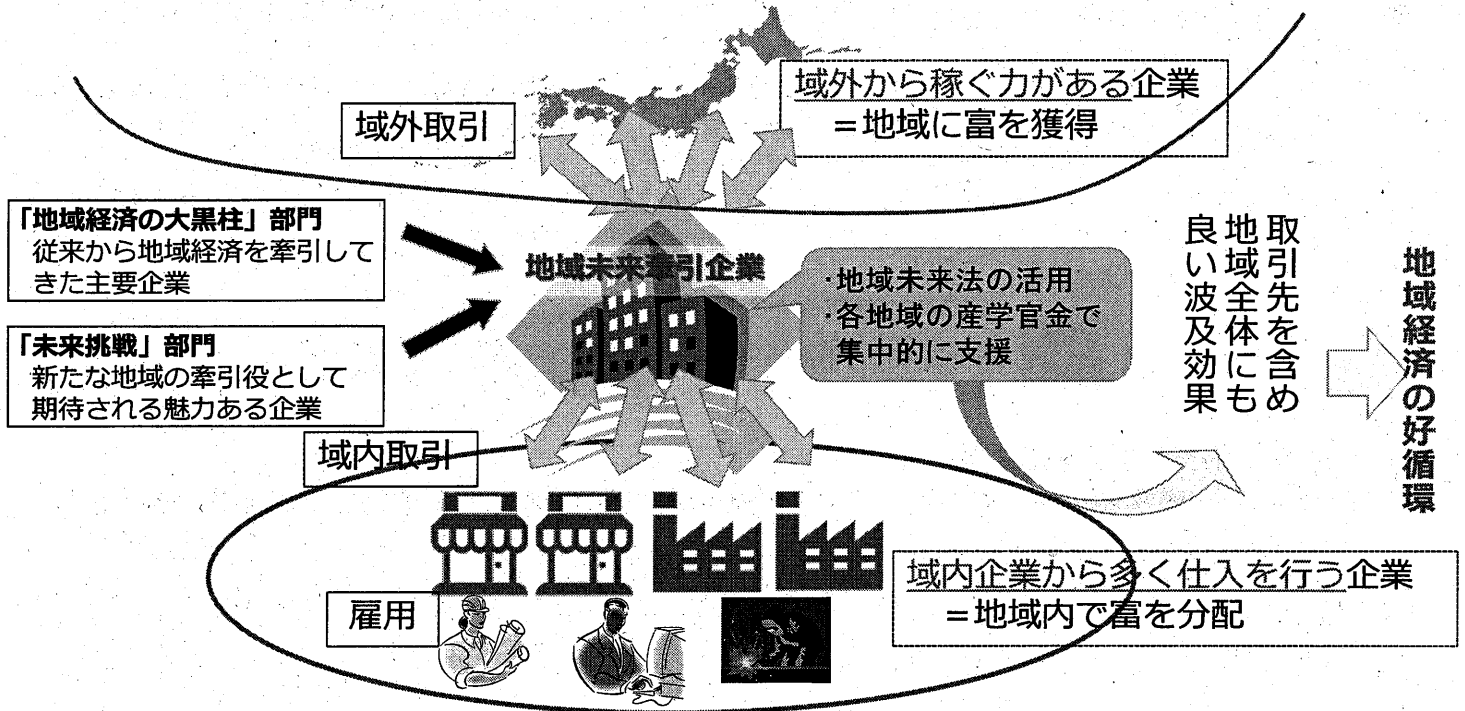


9

5. 主な支援措置【情報②】

■ 地域未来牽引企業2,000社の選定

- 地域からより多くの仕入を行い、地域外に販売すること等を通じて地域経済に貢献してきた、または今後期待される企業を、ビッグデータや自治体等からの推薦を踏まえ、地域未来牽引企業として選定する。
- 地域活性化の観点から、地域バランスを考慮し、選定する予定。



5. 主な支援措置【情報②】

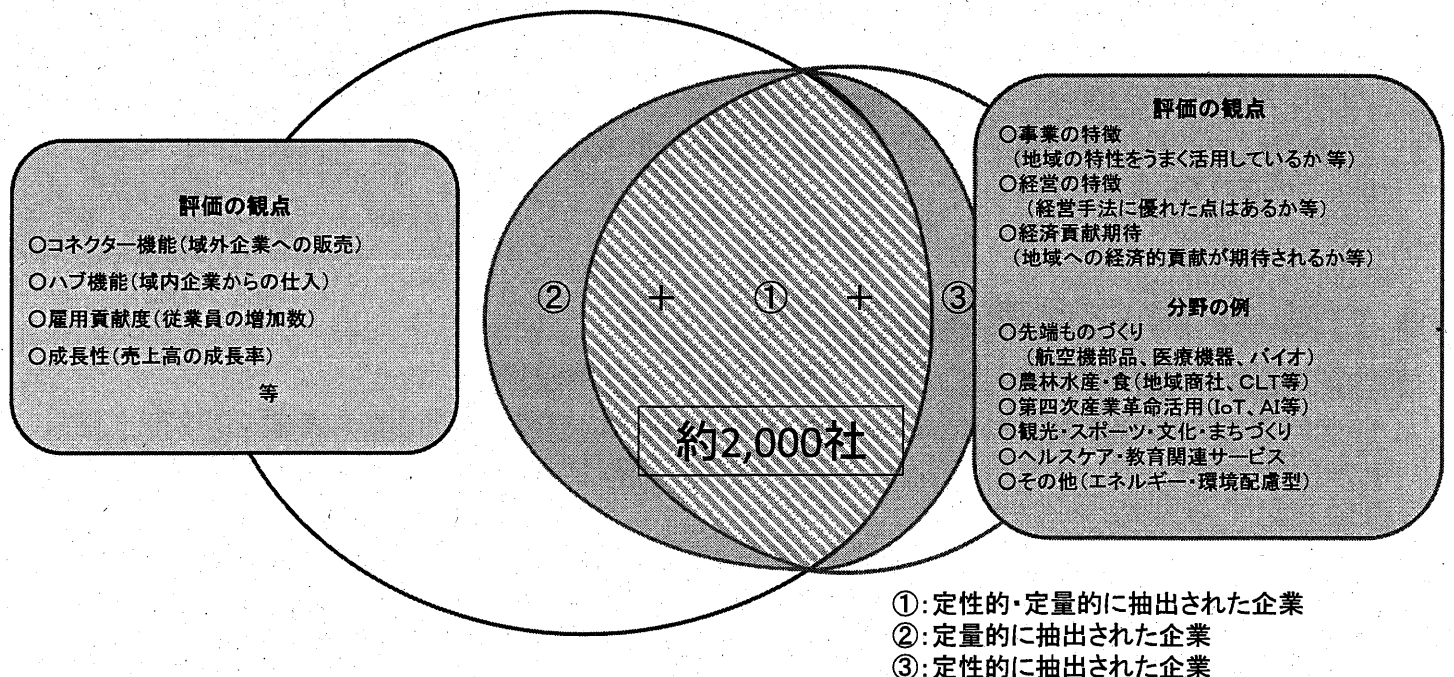
(参考) 選定する2部門のイメージ

「地域経済の大黒柱」部門

(TDBデータベース(約80万社))から抽出)

「未来挑戦」部門

(自治体、地域金融機関、経済団体、地方経産局、関係省庁からの推薦をもとに抽出)



5. 主な支援措置【規制の特例措置等①】

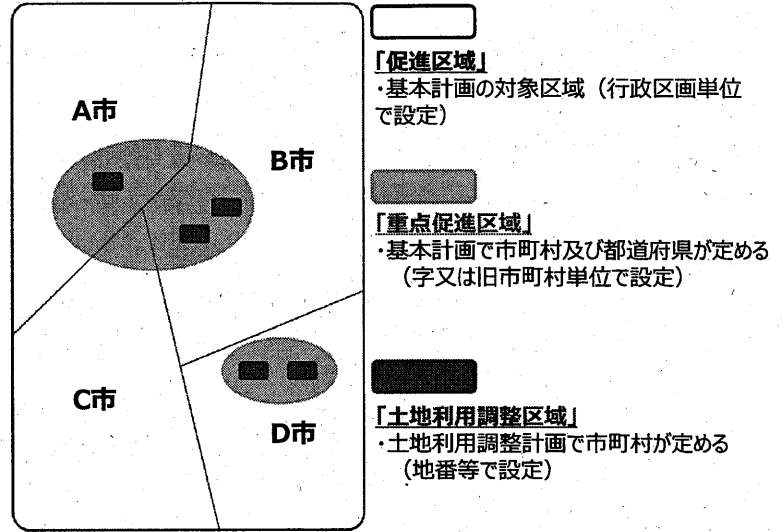
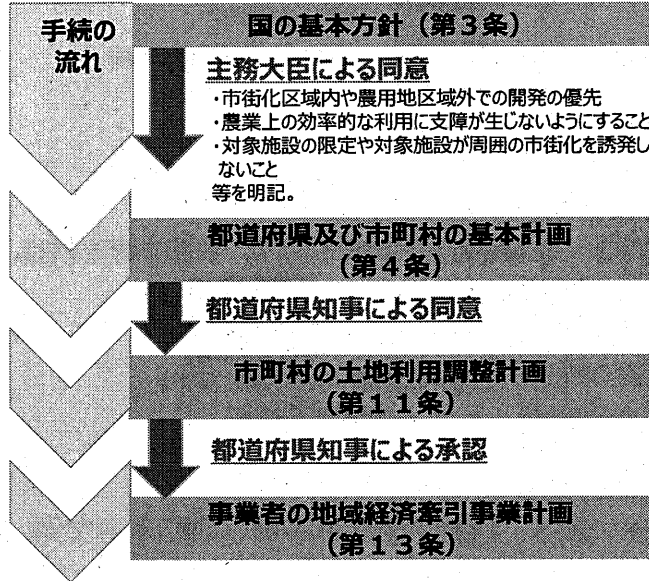
■ 土地利用調整関係

農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る措置

- **土地利用調整の仕組みの整備と第17条の配慮規定を受けて、農地法・農振法の政令等を改正。**
調整が整った施設について、**優良農地の確保を前提に、農用地区域からの除外や農地転用が可能となるよう措置。**
- 同様の手続を前提に、第17条の配慮規定を受けて、**都市計画法の開発許可制度運用指針を改正し、上記により都道府県知事が適当であると確認している施設について、通常原則として許可して差し支えないものと位置づけ。**

【土地利用調整の仕組み】

【土地利用調整に係る区域の分類】

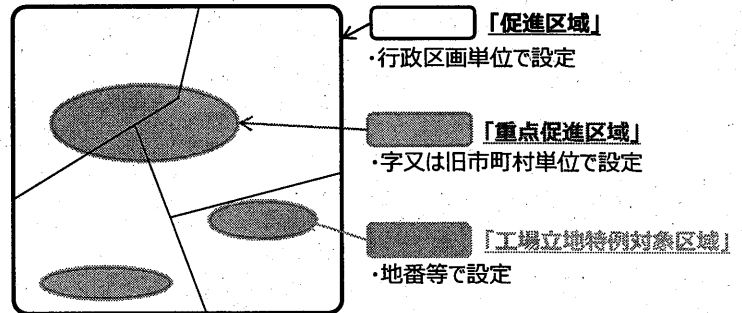


12

5. 主な支援措置【規制の特例措置等②】

工場立地法における緑地面積率等に関する特例措置

- 国の同意を受けた基本計画において、**重点促進区域内に工場立地特例対象区域を指定した場合に、市町村は、条例により、対象工場の立地に際しての緑地面積率及び環境施設面積率を、国の定める基準の範囲内で設定することが可能。**



工場立地法の概要

- 対象工場** 業種：製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く）
規模：敷地面積 9,000㎡以上 又は 建築面積 3,000㎡以上
- 基準** 環境施設：25%以上（うち、緑地は少なくとも20%以上）

参考：現行の企業立地促進法の特例に係る区域の区分ごとの基準

	甲種区域	乙種区域	丙種区域
	住居・工業の用に供されている区域	主として工業等の用に供されている区域	乙種区域のうち、一般住民の日常的な生活の用に供する建築物が無い区域
環境施設面積率	15%以上～25%未満	10%以上～25%未満	1%以上～15%未満
うち、緑地面積率	10%以上～20%未満	5%以上～20%未満	1%以上～10%未満

13

5. 主な支援措置【規制の特例措置等③】

■ 地域ブランドの推進等に関する商標法・特許法の特例

地域団体商標の登録主体に一般社団法人を追加、 特許料及び地域団体商標の登録料等の減免

- 地域団体商標制度は、「地域名＋商品（役務）名」からなる地域ブランドを保護するもの。
- 現行制度の登録主体は、農協、漁協等の組合、商工会、商工会議所及びNPO法人に限定しているところ、本法律において、地域経済牽引事業計画の承認を受けた一般社団法人を地域団体商標の登録主体に追加。
- また、特許料（中小企業者の場合）及び地域団体商標の登録料等を減免。

組合等の地域団体商標 の登録例



>「仙台いちご」
全国農業協同組合連合会

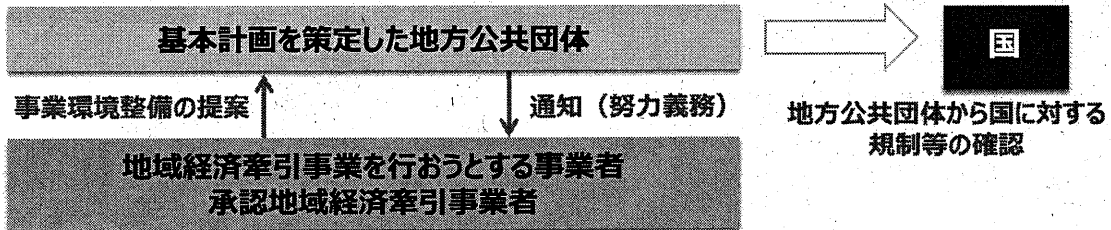


>「横浜中華街」
横浜中華街発展会協同組合

■ 事業者ニーズを踏まえた環境整備に係る提案

事業者から地方公共団体への事業環境整備の提案手続

- 地方公共団体と事業者がコミュニケーションを図りながら地域経済牽引事業を実施・促進するため、提案手続を創設。



事業環境整備の例：公共データのオープン化、計画や制度の柔軟な運用、工場立地法・減収補てん等の条例整備、ワンストップ窓口等

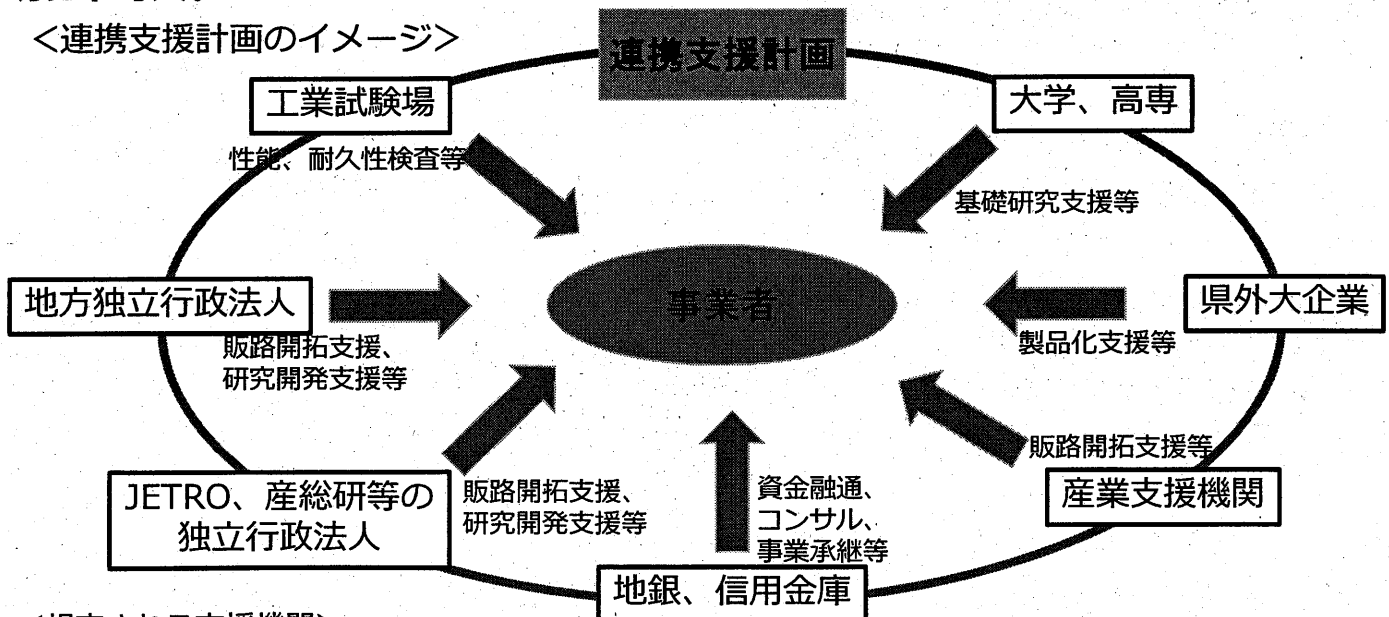
14

5. 主な支援措置【連携支援計画】

■ 事業者を支援する支援機関同士の連携を促進

事業者に対して、シームレスかつ事業段階に応じた支援を行う体制を構築することが事業の成功に不可欠。

<連携支援計画のイメージ>



<想定される支援機関>

公設試験研究機関、産業支援センター、大学、高専、研究機関、企業、独立行政法人、地方独立行政法人、商工会・商工会議所、弁護士、会計士、税理士協会、中小企業診断士協会、商工中金、地銀、信用金庫、信用組合、政策金融公庫、業界団体、NPO、民間事業者等（支援業務を行う者であれば可）

15

6. 地域未来投資促進法の執行：スケジュール

- 3年で2000社程度の支援を目指し、自治体や事業者への周知と計画作成のサポート体制を充実させ、法律施行のスタートダッシュを実現する。

6月2日	法律公布
6月中旬～7月上旬	地方公共団体向けブロック別説明会 (以降も、個別自治体での説明会を随時実施)
7月31日	法律施行
	ウェブサイト立ち上げ(経済産業省ウェブサイト内) http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html
～8月31日	基本計画(第1陣)の受付
9月末～10月頭	基本計画(第1陣)への同意(予定)
10月上旬	地方創生推進交付金 2次公募(本法律との連携) 締切
秋頃	都道府県による地域経済牽引事業計画の承認(第1陣)(予定)

16

6. 地域未来投資促進法の執行：関係省庁連絡会議

- 関係省庁が一体となって、地域経済牽引事業の案件発掘・フォローアップや、各省庁の施策の効果的な活用に取り組んでいくため、地域未来投資促進関係省庁会議を設置する。

<構成員>

内閣府(地方創生担当審議官、
地域経済活性化支援機構担当室長)
金融庁(監督局長)
総務省(政策統括官(情報通信担当))
文部科学省(技術・政策局長)
スポーツ庁(次長)
文化庁(次長)
厚生労働省(政策統括官(総合担当))
農林水産省(食料産業局長、農村振興局長)
経済産業省(地域経済産業審議官)
国土交通省(総合政策局長)
環境省(総合環境政策局長)

<スケジュール>

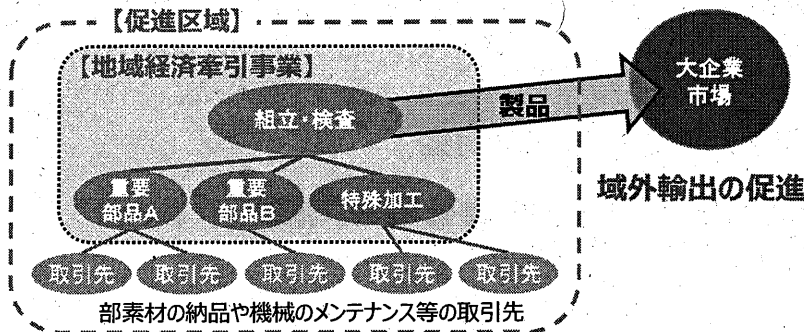
【第1回会議】平成29年6月22日
・地域未来投資促進関係省庁連絡会議の設置
・地域経済牽引企業候補の推薦依頼
・地域経済牽引事業の案件の発掘依頼
・支援施策一覧表、ベストプラクティス集の作成依頼

※第2回以降は、適宜開催。

17

【参考】地域経済牽引事業を中心とした成長のイメージ①

イメージ①：先端ものづくり企業



< 事業イメージ >

- 特殊工程を担う人材育成やIoT を活用した設備投資支援等を通じて、生産効率の向上に直結する一貫生産体制を実現。国内外の大手企業への販路の確立に繋げる。
- 全国のクラスターがネットワークを構築し、海外の認証取得・売り込み等において連携。

< 成長の見通し >

航空機：
国内生産額1.8兆円（2015年）
⇒ 3兆円超（2030年）

地域未来投資の例：飯田航空宇宙プロジェクト 飯田地域を世界的航空機産業クラスターの拠点に！

■ 多摩川精機(株)及びAerospace IIDA【中小10社の共同受注グループ】（長野県飯田市）

- 航空機市場に参入するためには、部品単品でなく、モジュール化するための生産システムの確立が必要。また、特殊工程（熱処理等）に関する米国安全基準の取得が困難。
- このため、多摩川精機(株)とAerospace IIDA(AI)が連携し、地域の一貫受注生産体制を確立。さらに、特殊工程に対応するため、「クラスター拠点整備工場」を配置し、国内初の航空機産業に特化した試験設備拠点を構築。また、信州大学工学部を招聘して、航空機部品高度化に関する講座を開設。
- 今後は受注拡大に向け、AIの生産技術高度化、組織体制強化が課題。

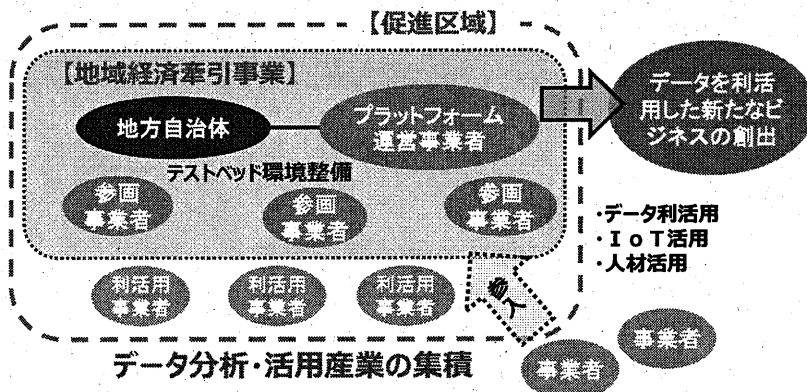


クラスター拠点整備工場

18

【参考】地域経済牽引事業を中心とした成長のイメージ②

イメージ②：データ活用関連



< 事業イメージ >

- 様々な公共データをオープン化し、事業者が利活用（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農業、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動等）。
- 併せて、自動走行、小型無人機（ドローン）による荷物配送などの実証が可能なテストベッド環境を整備し、IT産業の集積を目指す。

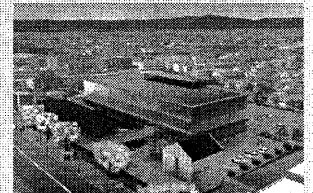
< 成長の見通し >

第4次産業革命関連：
30兆円の付加価値創出（2020年まで）

地域未来投資の例：市街のテストベッド化とICTオフィスの構築による産業集積

■ 福島県会津若松市、会津大学及びアクセンチュア(株)

- IT専門大学である会津大学の立地を強みに、IT産業の集積によって、東京以上の収入が得られる質の高い雇用による地域活性化を志向。
- 「スマートシティ会津若松」として同市をデータ分析/活用のメッカとするため、下記を検討中。
 - 市内に設置したセンサ等から取得されるデータを開放し（例：公共交通車両走行情報等）、事業者がビジネスへの活用可能性を検証可能とする市街のテストベッド化
 - 地域内外のIT企業・IoT関連企業が入居するICTオフィスの構築を検討
- 同市の取組に対しては、アクセンチュア(株)が現地での拠点を設置し重点的に支援し、連携を主導。

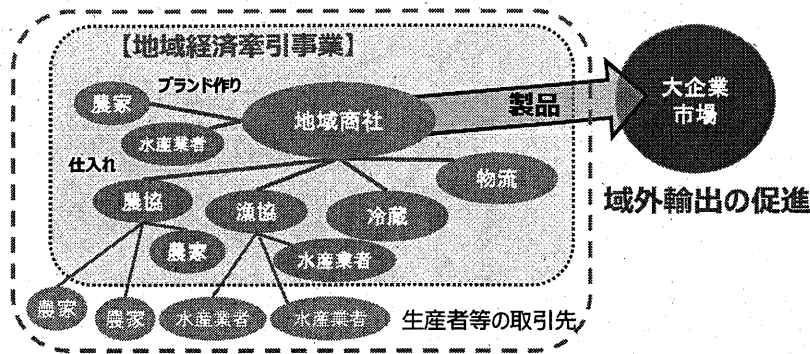


ICTオフィス（イメージ）
※出典：会津若松市HP

19

【参考】地域経済牽引事業を中心とした成長のイメージ③

イメージ③：地域商社



< 事業イメージ >

- ・インバウンド向けなど新しいブランド・商品の開発、輸出対応施設の整備等、地域の生産者を巻き込んだ生産・流通体制を構築し、海外市場開拓を推進する。

< 成長の見通し >

農林水産物・食品輸出額 1兆円 (2019年)
6次産業化市場規模 10兆円 (2020年)

地域未来投資の例：地域商社によるアジア圏への農水産物輸出支援事業

■九州農水産物直販(株)【民間共同出資による地域商社】(福岡県福岡市)

- ・畜産、野菜・果樹等、多品目にわたり農業が盛んな九州で、**アジア圏への農産物輸出促進**による農家の所得向上を通じて、「後継者が戻る農業」を目指す。
- ・JA宮崎経済連、(株)麻生、JR九州等の民間出資で商社を設立。香港のDaily Farm社と直接取引。CAコンテナによる海上輸送と直接取引により、鮮度保持と、現地中間層に手が届く価格帯(国内販売価格の約2倍程度)を実現。
- ・香港の36店舗と取引があり、今後50店舗まで拡大させる。シンガポール・台湾・マレーシア等への展開も予定。
- ・鮮度保持・廃棄ロス削減のため**コールドチェーン(冷凍物流)**等の流通経路の充実を図る。**中国への輸出**には、検疫や通関、放射性物質検査等の**非関税障壁**が課題。

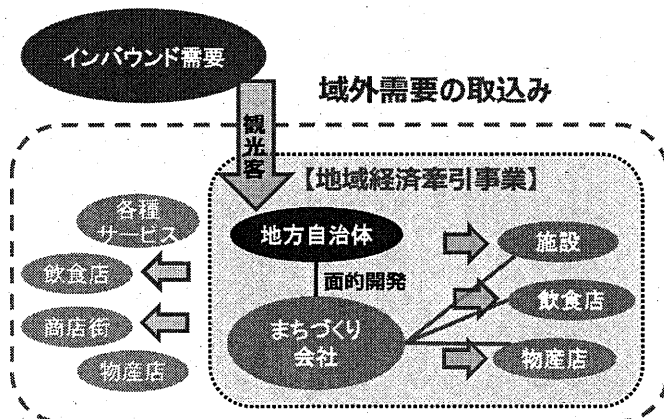
【Daily Farm社】

香港の2大流通グループの1つ
・年商：約15,000億円
・店舗数：5,800店舗

20

【参考】地域経済牽引事業を中心とした成長のイメージ④

イメージ④：観光・スポーツ・まちづくり



< 事業のイメージ >

- ・資金調達・経営のノウハウのある人材が関わって観光まちづくり会社を立ち上げ、面的開発。
- ・官民連携でスタジアム・アリーナを地域コミュニティの中核として整備。

< 成長の見通し >

スポーツ：

国内市場規模 5.5兆円 (2015年)
⇒ 15兆円 (2025年)

観光：

訪日外国人旅行消費額 3.7兆円 (2016年)
⇒ 15兆円 (2030年)

地域未来投資の例：「KAWAII・スノーモンキー」でインバウンド観光事業による温泉地の再興を！

■(株)WAKUWAKU やまのうち (長野県下高井郡山ノ内町、八十二銀行及びREVIC等)

- ・2000年代、スキーブームが去り、スキー場を入口とする観光需要が低迷。**地銀がリードし地元有志がまちづくり会社を設立**。若手人材の積極的登用と外部専門家の活用により体制強化。
- ・「野生の猿／温泉／雪」が一つの絵に収まる意外性が海外で大きくヒット。飲食店やホテルなど外国人観光客の滞在環境を整備。**地銀とREVICによるファンドから資金を供給し、温泉街の空き店舗や廃業旅館のリノベーションを実施**。
- ・急増する外国人旅行客に対応するため、今後、**地銀とREVICによる更なる資金提供や人的支援**を実施していく。



21

【参考】地域未来投資案件の例

観光、スポーツ、文化、まちづくり関連

番号	場所	事業者	案件名
①	北海道北見市	国立大学法人北見工業大学等	冬季オリンピックを活かして地方創生！アジア人向けスキー用具の開発拠点
②	新潟県三条市	(株)スノーピーク	新たなアウトドア・スタイル「グランピング」で中山間地域を活性化！
③	長野県下高井郡山ノ内町	(株)WAKUWAKUやまのうち等	「KAWAII・スノーモンキー」を世界に発信！インバウンドで温泉地を再興！
④	福井県福井市	(株)アフタヌーンソサエティ等	「家守会社」による空き店舗リノベーションによる地域の活性化
⑤	大阪府大阪市	千島土地株式会社等	「建築物の用途規制緩和で新たなムーブメントを！」廃工場をお洒落スポットに蘇らせインバウンドの目玉に！
⑥	広島県広島市	(一社)せとうち観光推進機構等	瀬戸内海のインバウンド向けラグジュアリークルーズ市場の開拓
⑦	山口県長門市	(株)星野リゾート等	「潮のバージョン」～マスタープランに基づく公民連携での温泉街再構築～
⑧	徳島県三好市	大歩危・祖谷いっぴり会等	山岳集落の生活文化とアウトドアスポーツで新旧ニッポンを体験！
⑨	沖縄県沖縄市	沖縄バスケットボール(株)等	スタジアム・アリーナで地域の活力を創発！心躍る交流の場を目指して！(スポーツで地方創生！)

農林水産・地域商社

番号	場所	事業者	案件名
①	三重県尾鷲市	(株)尾鷲物産等	水産業の6次産業化によるマーケットインのバリューチェーン構築～「必要な部位を、必要なだけ必要な時に」のニーズに対応～
②	広島県大崎上島町	(株)ファームスズキ等	瀬戸内海の活牡蠣を海外へ！船便輸送による新たな海外市場開拓
③	福岡県福岡市	九州農水産物直販(株)	地域商社による農水産物輸出支援事業



ヘルスケア・教育サービス

番号	場所	事業者	案件名
①	大阪府大阪市	(一社)i-RooBO Network Forum等	関西介護クラスターの形成

第4次産業革命 (IoT, AI, ビッグデータ活用) 関連

番号	場所	事業者	案件名
①	宮城県山元町	(株)GRA等	先端ITの活用により、被災地をイテチゴ産業の一大集積地へ！
②	福島県会津若松市	アクセシブチユア(株)等	アナリティクス・IoT関連産業集積を目的としたビッグデータテストベッドの構築
③	茨城県ひたちなか市	コロナ電気(株)等	「企業城下町」から「デジタルものづくり拠点」に向けた変革！
④	愛知県豊田市	小島プレス工業(株)等	幅広い中小企業が簡単に使える地域発「共通EDI」の普及

成長ものづくり分野

番号	場所	事業者	案件名
①	山形県鶴岡市	YAMAGATA DESIGN等	メタボローム解析技術を活用して、世界に誇れるバイオ産業の拠点へ！
②	石川県能美市	小松精練(株)等	高機能新素材・新技術を活用した次世代インフラシステムの構築
③	静岡県沼津市	(株)キャンパス等	関東バイオ関連企業ネットワーク創出・支援事業

計画のポイント

今後、亀岡市に整備する京都スタジアム（仮称）を活用し、国際試合や日本プロサッカーリーグ等によるスポーツ興行の開催等による交流人口の拡大や、新たに誘致する商業施設とスタジアムの連携を図る。また、嵯峨野観光鉄道のトロッコ列車や天然記念物アコモトキの保全対策を行った都市公園（整備予定）等を地域観光資源として活用する事業を行い、外国人旅行者等を増加させ、雇用の創出と観光消費の拡大を図る。

促進区域

京都市亀岡市

経済的効果の目標

平成34年観光消費見込額（10,703百万円）と平成28年観光消費額（7,420百万円）から算出した本計画期間内の観光消費増加額（3,283百万円）に、平成24年経済センサス活動調査データを用いて算出した亀岡市の観光関連産業における売上金額に占める付加価値額の割合（19.61%）を乗じて算出した644百万円の付加価値額を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①、②のいずれか）】

- ① 亀岡市の京都スタジアム等のスポーツ関連インフラを活用した観光・スポーツ分野
- ② 亀岡市の嵯峨野観光鉄道トロッコ列車、京都・亀岡保津川公園等の観光資源を活用した観光分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：4,362万円超

【要件3：以下の経済的効果が見込まれること】

- 売上げ：約7%増加

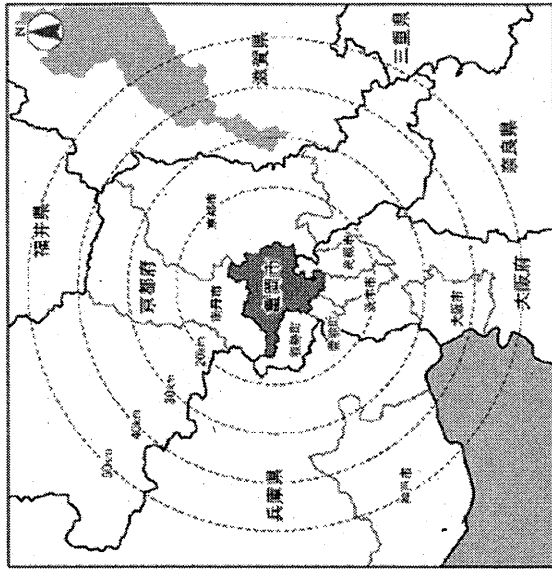
制度・事業環境の整備

- ・ 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設、地方創生関係施策の活用
- ・ 情報処理の促進のための環境の整備（ビッグデータの公開）、事業者からの事業環境整備に係る相談窓口の設置、森の京都DMOとの連携、亀岡駅北側広場等や桂川沿いの水辺広場の整備

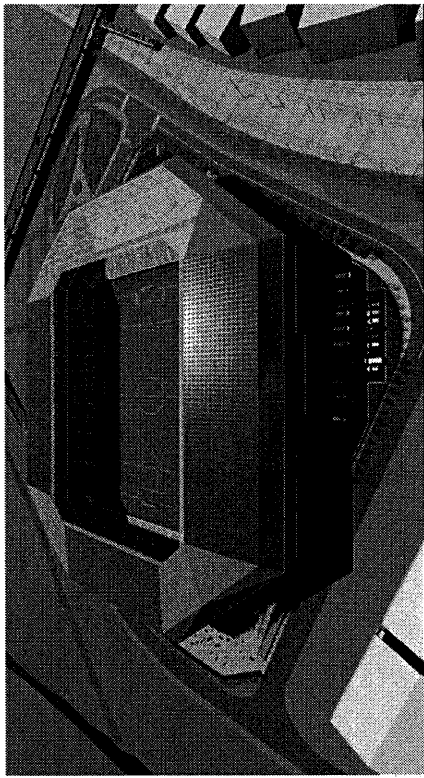
地域経済牽引支援機関

公益財団法人京都産業21、亀岡商工会議所、京都学園大学、地元金融機関（京都銀行等）、シスコミステムズ合同会社

《促進区域図》



《京都スタジアム（仮称）完成予想図》



計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

(別紙)

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成 29 年 4 月現在における京都府亀岡市の行政区域とする。概ねの面積は 2 万 2,480 ヘクタールである。

本促進区域には、国指定の天然記念物アユモドキ（魚類 絶滅危惧種 京都府と岡山県内の 3ヶ所で確認）が生息する区域を含むとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する府立自然公園（保津峡自然公園）、その他環境保全上重要な地域として、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（亀岡のオニバス群落・西別院万願寺のアカマツ林）、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（亀岡市の水田地帯）を含むものであるため、「8 環境保全のために配慮を行う事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、京都府環境を守り育てる条例に基づく府自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、及び京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に規定する生息地等保全地区は、本促進区域には存在しない。

(2) 地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、人口分布の状況等）

亀岡市は、京都市の西方約 20 キロメートルにあり、京都府のほぼ中央に位置している。北は南丹市、東は京都市、南と西は大阪府に接している。

周囲を 500 メートル～800 メートルの山々に囲まれた盆地上の地形となっており、亀岡市域の中央部を北から東に貫流する一級河川桂川が流れている。この桂川が、亀岡盆地から流れ出るところは狭窄部（保津峡）となっていることから、大きな洪水が起これると、亀岡盆地に洪水が溜まり、氾濫が生じやすい地形となっている。このため、河川管理者である京都府が河川改修事業を進めている。

亀岡市の産業は、市内総生産で見ると、製造業、サービス業、不動産業の割合が高く、これらの産業で約 64.4%を占めている。ものづくり産業の比重が高いが、特定業種の集積や特定企業の関連企業群はなく、多様な企業が立地している。

農業については、農用地面積が 2,000 ヘクタールを超える京都府内有数の規模を誇り、生産高（平成 22 年値）では水稻が 47.4%、野菜が 48.4%を占めている。特に野菜においては、京野菜の産地となっており、丹波大納言小豆・賀茂なす・みず菜・紫ずきん・聖護院かぶや聖護院だいこん、えびいもといった伝統的な京野菜が生産され、「京の和食文化」を支えている。

商業は、事業所数、従業員数、年間販売額いずれも減少が続いている。国道 9 号等幹線道路沿いにチェーン展開する大型店舗の立地が進み、既存の商店街、個人商店は厳し

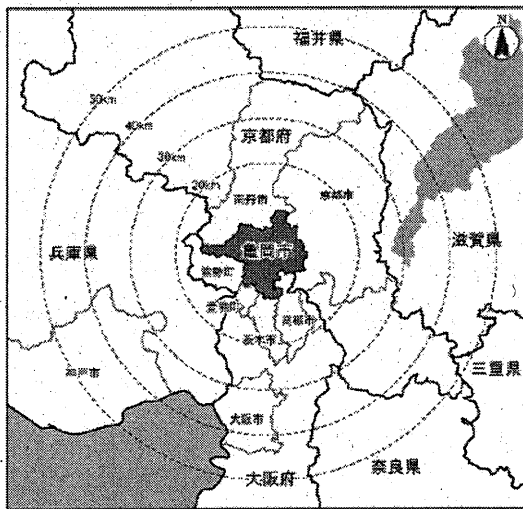


い経営状況に置かれている。一方、「道の駅ガレリア かめおか」併設の物産販売所、JA 京都による「たわわ朝霧」などの直販店舗では、市内周辺の住民や観光客を対象に、京野菜を中心とした地域農産物や加工食品を販売し、売上を伸ばしている。

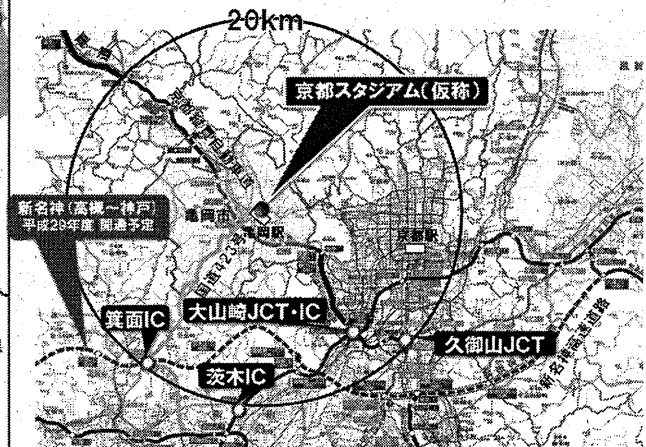
観光については、市全体の観光入込客数が、平成 25 年の 227 万人から、平成 28 年には 280 万人と約 23%の伸びを示しているが、京都観光の一環で訪れる観光客が多く、観光資源のネットワーク化に課題があり、滞留時間の延長や観光消費の拡大に十分に繋がっていない。

亀岡市内の人口は約 9 万人で、交通インフラについては、平成 22 年 3 月には JR 嵯峨野線の複線化事業が完了、平成 27 年 7 月には京都縦貫道全線が開通し国土軸の名神高速道路や舞鶴若狭自動車道路と接続し、京阪神・中京エリアと直結するなど、交通の利便性が飛躍的に向上している。

■ 位置図



■ 高速道路結節図



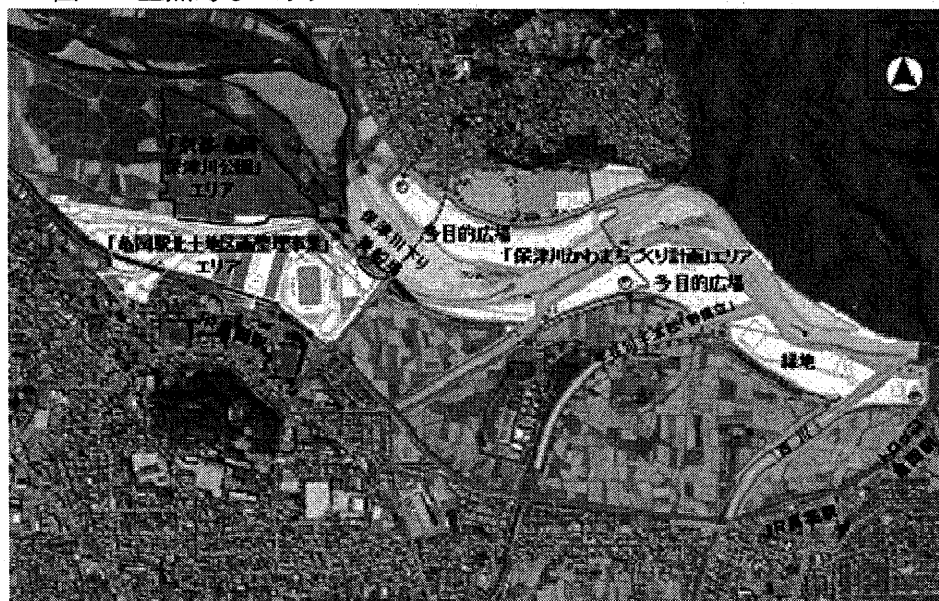
2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

1) 目指すべき地域の将来像の概略

本促進区域は、平成 24 年経済センサス活動調査によると、全産業事業所数は 2,530 事業所あり、事業従事者数は 24,086 人、付加価値額は約 795 億円となっており、1 事業所当たりの平均付加価値額は 3,141 万円である。このうち、観光分野に関係する産業である農林水産業、卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業の 4 産業は、事業所数で 1,057 事業所 (41.8%)、事業従事者数 8,159 人 (33.9%)、付加価値額は約 228 億円 (28.7%) となっており、1 事業所当たりの平均付加価値額は 2,158 万円と全産業の平均付加価値額の約 69%にすぎない。

このため、本促進区域の中でも、特に図 1 に示した「亀岡駅北土地区画整理事業」エリア、「京都・亀岡保津川公園」エリア、桂川改修で生じた高水敷等の「保津川かわまちづくり計画」エリア等において、これらのエリアの地域特性が最大限発揮されるよう基盤づくりを進める。まず、土地区画整理事業地内の京都スタジアムにおいては、国際試合や日本プロサッカーリーグ等によるスポーツ興行の開催や年間を通じた多様なイベントの開催による交流人口の拡大に取り組み、さらに、複合機能化したスタジアムと土地区画整理事業地に誘致される商業施設との連携や双方向の多元的な利用を図っていく。また、亀岡市が、天然記念物アユモドキの保全と環境教育や体験学習の場として活用する都市公園を整備するとともに、京都府と亀岡市が連携して、図 1 のエリア内でアユモドキの総合的・広域的な保全対策等を実施し、新たな地域観光資源として展開する。これらの取組に加え、既存の観光資源とのネットワークを強化し、入込客の滞留時間を伸ばすため、京都スタジアムを含む上記のエリア全体を利活用した「スポーツ・観光・まちづくり」事業を推進することにより、京都市域を訪れる観光客や国際旅客港として機能強化を進める舞鶴港からの外国人旅行者等を取り込み、入込客等を市場とする小売業、宿泊業、飲食サービス業などの雇用の創出と観光消費の拡大を図る。また、新しいまちの機能を高度化するため ICT 化に取り組み、それにより得られたビッグデータを公開し、そのデータを活用した新たな観光ビジネス等の創出で好循環を目指す。

図 1 重点的なエリア



(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状 (H28)	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額 (百万円)	—	644	—

(算定根拠)

- ・平成 34 年観光消費見込額 (10,703 百万円) と平成 28 年観光消費額 (7,420 百万円) から算出した本計画期間内の観光消費増加額 (3,283 百万円) に、平成 24 年経済センサス活動調査データを用いて算出した亀岡市の観光関連産業における売上金額に占める付加価値額の割合 (19.61%) を乗じて算出した 644 百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・644 百万円は、促進区域の観光関連産業 (農林漁業・卸売小売業・宿泊業飲食サービス業・生活関連サービス娯楽業) の付加価値額 (228 億円) の約 3% であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPI として、入込観光客数、観光消費額、観光消費増加による経済波及効果、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【任意記載の KPI】

	現状 (H28)	計画終了後	増加率
入込観光客数 (万人)	280	390	39%
観光消費額 (百万円)	7,420	10,703	44%
観光消費増加による経済波及効果 (百万円)	8,457	12,025	42%
地域経済牽引事業の新規事業件数 (件)	—	2	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値額が4,362万円(京都府の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成24年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下の効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で約7%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

なし。

(2) 区域設定の理由

なし。

(3) (重点促進市町村による)工場立地特例対象区域の設定

なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①亀岡市の京都スタジアム等のスポーツ関連インフラを活用した観光・スポーツ分野
②亀岡市の嵯峨野観光鉄道トロッコ列車、京都・亀岡保津川公園等の観光資源を活用した観光分野

(2) 選定の理由

- ①亀岡市の京都スタジアム等のスポーツ関連インフラを活用した観光・スポーツ分野
京都府及び亀岡市では、平成31年度末の完成を目指し、約156億円を投じて、JR山陰線で京都駅から約20分、最寄りのJR亀岡駅から徒歩約4分の位置に、京都スタジアム(仮称)の整備を進めている。同スタジアムは、約900席の付加価値シートを含め約21,600人の収容人数を誇るとともに、サッカーだけでなくラグビーやアメリカンフットボールなど各種球技の国際試合を開催することが可能なフィールドを有する施設である。完成後には、同スタジアムにおいて、日本プロサッカーリーグに所属する「京都サンガフットボールクラブ」の公式試合が定期的に行われるため、観戦収入等による新たな事業収入、スタッフ等の新規雇用による就労機会の増加等の効果が見込まれる。
また、同スタジアムからJR亀岡駅までの間には、土地区画整理事業地内に商業施設

やホテルを誘致するとともに、同スタジアム内に商業施設やクライミングウォールを併せて整備する計画としている。これらの商業施設等が立地する場所は、年間635万人が乗降するJR亀岡駅と年間約22万人が利用する保津川下りの乗船場を結ぶ道路沿いでもある。このため、これらの商業施設等は、同スタジアムで球技の試合やイベントが開催されない日であっても、地元住民に加え観光客の利用が見込まれるなど、集客施設として高いポテンシャルを有する。京都学園大学（亀岡市）の研究では、同スタジアムにおける球技等の開催による経済効果を14億円と試算している。

亀岡市には、陸上競技場、野球場、テニスコート、体育館を有する亀岡運動公園をはじめとするスポーツ施設が立地するほか、桂川の河川改修によって生まれた高水敷を活用してグラウンド等の整備が進められており、京都府内でも有数のスポーツ施設が集積する地域である。さらに同市は、東京オリンピック・パラリンピックのオーストリア共和国のホストタウンとして登録され、事前合宿や文化交流に係る協定を同国の空手連盟と締結し交流を進めるとともに、現在、英国のラグビーフットボール協会とのホストタウン登録を目指し交渉を続けている。さらに、京都サンガフットボールクラブのホームタウンとして同クラブと連携したサッカー教室をはじめとするスポーツイベントを開催するなど、スポーツを通じた地域経済活性化の取り組みを推進している。

このように、スポーツ関連インフラは、亀岡市における地域特性のひとつであることから、京都スタジアム（仮称）の整備等により、スポーツ分野及び波及効果が見込まれる観光の分野等において付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進する。

② 亀岡市の嵯峨野観光鉄道トロッコ列車、京都・亀岡保津川公園等の観光資源を活用した観光分野

亀岡市には、年間約123万人が乗車する嵯峨野観光鉄道トロッコ列車、年間約22万人が乗船する保津川下り、戦国時代からの歴史を持つ湯の花温泉など、京都府内でも有数の観光資源を有する地域である。特に嵯峨野観光鉄道トロッコ列車及び保津川下りは、同市と世界的観光都市・京都を代表する観光地である嵐山地区を結んでおり、観光資源として高いポテンシャルを有する。さらに、亀岡市は約9億円を投じて、亀岡駅北側駅前広場や桂川河川改修で生まれた高水敷を活用して水辺広場等の整備を進めている。引き続き、嵯峨野観光鉄道トロッコ列車と京都スタジアム（仮称）やJR亀岡駅とのネットワークを強化する遊歩道やグラウンド等の他、保津川の自然景観を体感しながら環境保全の重要性を感じられる事業を展開することで自然環境・景観の保全に対する意識の向上とともに、保津川の魅力を広く市外に発信し地域振興の活性化を図る。さらに、国指定の天然記念物であるアユモドキが生息する環境を保全し、体験型観光施設として活用する「京都・亀岡保津川公園」の整備を推進することとしている。こうした「京都・亀岡保津川公園」や桂川沿いにできる水辺等の広場を活かし、アユモドキの生態やその生息環境の保全をテーマにした環境教育・農村生活体験学習型などの観光旅行の展開及び森の京都に関する商品開発やPR等を、「一般社団法人森の京都振興社（森の京都DMO）」、一般社団法人亀岡市観光協会や民間旅行者（株式会社ジェイティーピーなど）と連携して実施することにより、観光による付加価値の向上を図る。

現在でも亀岡市の観光入込客数及び観光消費額は、それぞれ約280万人、約74億円と京都府内の市町村の中でも京都市、宇治市、宮津市に次ぐ第4位を誇っている。また、

京都府では地域創生戦略において「京都の歴史と伝統を活かした産業・観光の振興」等を基本目標に掲げ、「京都府スポーツ観光聖地づくり」事業を推進するとともに、亀岡市では、「亀岡市人口ビジョン・総合戦略」において「交流人口を増加させにぎわいを創出する」ことを基本目標に掲げ、観光受け入れ体制や観光資源の魅力の向上に向けた環境整備等の事業を推進するなど、府と市が連携し、亀岡市域の観光産業の推進を図っている。

さらに、亀岡市には、第63回近畿東海北陸連合肉牛共進会において最優秀賞と優秀賞を同時に獲得した亀岡牛や、丹波大納言小豆・賀茂なす・みず菜・紫ずきん・聖護院かぶ・聖護院だいこん、えびいもなど、全国的に知名度の高い京野菜の栽培が盛んであるため、これらを駅前マルシェなどで販売することによる特産物の売上げの増加などの波及効果が期待される。

このように多様な観光資源は、亀岡市における地域特性のひとつであることから、既存の観光資源をさらに活用するとともに京都・亀岡保津川公園等の整備を進め、観光分野及び波及効果が見込まれる特産品等の販売分野において付加価値を創出する地域経済牽引事業を促進する。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、スポーツ・観光分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業の環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

亀岡駅北土地区画整理事業地においてホテル・商業施設を誘致するための投資が実施されるよう、一定要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置に関する条例を制定する。

②地方創生関係施策

平成29年度～平成34年度の基本計画の計画期間内において、地方創生推進交付金を活用し、促進区域に点在する地域観光資源のネットワーク強化の基盤として、観光客の移動動線となる遊歩道、遊歩道沿いにある広場やグラウンド、新たな名所づくりに資する桜等の並木の植樹など「保津川かわまちづくり計画」に基づく整備、土地区画整理事業地内の駅前広場や街区公園等の整備、ラバーダム（農業用水堰）の修繕や農業用水路の改良、さらには、水田耕作の維持を図ることによる天然記念物アユモドキの生息環境の保全、アユモドキの自然生態観察施設や保護増殖施設を中心とした都市公園の整備を進める。また、これらの施設での観察や体験を通じた環境教育を新た

な観光商品として情報発信する取り組みも進める。さらには、スタジアムや土地区画整理事業地等の機能高度化を図るために情報通信技術を活用し、スマートシティ・コンパクトシティを目指すまちづくりを進めるとともに、森の京都地域や京都市内観光のゲートウェイ機能を強化する取り組みも併せて推進し、促進区域全体で持続的な民間ビジネスが展開・創出される基盤づくりを実施する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

京都スタジアム来場者や観光客の消費行動、嵯峨野観光鉄道トロッコ列車や保津川下りを訪れる観光客の行動パターン、土地区画整理事業地でのスマートなまちづくりにより得られる様々な情報（ビックデータ）について、インターネットなど、民間企業が利用しやすい環境のもと公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

京都府の文化スポーツ部・商工労働観光部・南丹広域振興局農林商工部の各部内及び亀岡市企画管理部・まちづくり推進部・産業観光部内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

- ① 「一般社団法人森の京都振興社（森の京都 DM0）」との連携
- ② 都市再生整備計画事業による亀岡駅北側広場等や桂川沿いの水辺広場等の整備

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度	平成30年度から 平成33年度末	平成34年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 減免措置の創設	検討	平成31年度までに準備	運用
② 地方創生推進交付金の活用	9～11月 府及び市の議会等への説明予定 12月 地方創生交付金の決定予定、予算計上予定 12月 事業開始予定	運用	同左
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① スタジアムを含むまちづくりエリアから	二次利用可能なデータの抽出及び公開システムの検討	平成31年度までに体制構築や準備 平成32年度から運用	運用

得られるデータの公開			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	府市の体制構築	運用	運用
【その他】			
①一般社団法人森の京都振興社との連携（森の京都DMO）	具体的な連携体制内容の検討	運用	運用
②インフラ整備	亀岡駅北側駅前広場や桂川左岸保津橋付近のグラウンド等の整備を都市再生整備計画事業で実施		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、京都府が設置する公益財団法人京都産業 21、亀岡商工会議所、地域大学としての京都学園大学、地元金融機関である京都銀行等、情報通信技術（ICT）を最大限活用してスマートシティづくりを目的とする連携・協力協定を締結しているシスコシステムズ合同会社など、地域等に存在する支援機関が相互に連携し、その支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、京都府及び亀岡市では、平成 30 年度を目途に、これらの支援機関の大多数を含んだ連携支援計画の作成を進めることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。（2）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 公益財団法人京都産業 21

産学公の連携による民間企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業、企業の IT 化推進などの機能を強化し、顧客の立場に立ったワンストップ体制を構築しており、京都企業の事業活動の発展と産業振興の総合的支援機関としての役割を果たしている。

② 亀岡商工会議所

亀岡市内の商工業の総合的な改善発達を図り、観光の振興、技能の向上・検定、経営改善の指導を行っている組織で、地元企業に密着した支援機関としての役割を果たしている。

③ 京都学園大学

経済経営、健康医療、人文及びバイオ環境など 4 学部 10 学科と各大学院研究科を擁

する総合大学である。学生の実践教育（インターンシップ、共同事業への参加）で地域企業等と連携して取り組み行動できる人材育成に取り組んでいる。特に、バイオ環境学部では、地元企業等と産学連携によるバイオ技術、環境技術、農産物の開発・加工などの調査・研究の取り組みを推進しており、スポーツ・観光・まちづくり分野における地域課題の解決に向けて支援が期待できる。

④地元金融機関である京都銀行等

「地域社会の繁栄に奉仕する」を経営理念とする地元金融機関。7都府県に173カ店を展開している広域型地方銀行であり、亀岡市においても4店舗を構えている。

創業・新事業支援においては、独自ファンドを活用した投資や産官学連携のネットワーク活用などのノウハウを有している。また事業性評価に基づく融資を推進しており、取引先の企業価値の向上、取引先の成長を通じた地域経済の活性化、地域の課題解決などの支援が期待できる。

⑤シスコシステムズ合同会社

ネットワークシステム、ソリューションの販売並びにこれらに関するサービスの提供を行う海外企業であり、世界各国で先進的なまちづくり”スマートシティ”の取り組みを有するとともに、多くのスタジアムのWiFiをはじめとするICT関連設備の整備実績を持つ。京都府とは「スマートシティづくりのための連携・協力に関する協定」を締結しており、ICTを活用したスポーツ・観光・まちづくりにおける地域課題の解決に関する情報技術の活用について支援が期待される。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

国の天然記念物であるアユモドキについては、平成25年から設置している環境保全専門家会議（魚類・生物生態学等の専門家）により、京都スタジアムの整備は、亀岡の個体群に対する影響は軽微との評価を得ている。今後の保全については、このアユモドキを新たな地域資源と捉え、重点的なエリアのまちづくりと連携して、現状の脆弱な生息環境を強化するとともに新しい繁殖場所等の創出を行う。また、農業保全が適切に行われ、将来にわたって営農活動が継続されるようまちづくりと合わせた農産品等のブランド化を図ることも提案されており、こうした観点を踏まえて、開発と環境保全が共生するまちづくりを目指す。また、鳥獣保護区や府立自然公園、環境保全上重要な地域内での整備の実施にあたっては、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合には、府及び市の自然環境等関係部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図れるよう十分配慮して行う。

新しいまちづくりによるスポーツ・観光ビジネスの創出に当たっては、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が

連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、京都府においては、環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会の構築のため、「京都府環境を守り育てる条例」や「京都府地球温暖化対策条例」を制定するとともに、「京都府新環境基本計画」を策定し、環境保全や温室効果ガスの排出削減に向けた取組を、市町村、府民、事業者等の参加・協働のもとに進める。また、重点促進区域は、特に、市街地に隣接する自然豊かな地域であることから、良好な景観形成にも十分な配慮を行い、亀岡市景観条例に基づいた取り組みを進める。

(2) 安全な住民生活の保全

京都府では、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、市町村、府民、事業者等と連携した犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けた府民運動を推進している。また、各市町においても、いわゆる「生活安全条例」を制定し、地域における防犯活動等の推進に努めている。これらの条例の趣旨を踏まえ、事故・犯罪の防止や、地域の安心・安全を守るため、地域の状況に応じて、府、市町、事業者などがそれぞれの役割において、次の取組などについても、各警察署等と連携しながら努めるものとする。

・防犯設備の整備

工場等付近で地域住民が犯罪被害に遭うことを防止するため、防犯カメラ、照明等の設置を行う。

・防犯に配慮した施設の整備・管理

「道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針」（京都府策定）等に基づき、道路、公園、駐車場、工場等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するなどの防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

・従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や犯罪被害の防止について指導する。また、従業員に来日外国人等の雇用がある場合は、当該外国人に対し日本の法制度について指導する。

・地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対し必要な物品、場所等を提供するなどの協力を行う。

・不法就労の防止

来日外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認するなど必要な措置をとる。

・地域住民との協働

産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たっては、地域住民の意見を十分に聴取する。

・交通安全対策

地域の交通の安全と円滑化を図るため、駐車需要を充足する施設を建設し、周辺の道路整備等に当たっては、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全な道路交通環境を整備する。

また、日頃から従業員の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

・防犯に配慮した住宅の整備

従業員用の共同住宅を整備する場合は、「共同住宅における犯罪の防止に関する指針」（京都府策定）に基づき、防犯に配慮するものとする。

・職域防犯対策の推進

防犯団体を結成し、警察からの助言や企業間の情報交換等を通じて、職域全体の防犯意識の高揚や防犯技能の向上を図りながら自主的な活動を進める。

・警察への連絡体制整備等

犯罪又は事故の発生時における警察への連絡体制を整備する。また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のため、警察活動に協力する。

(3) その他

P D C A体制の整備等

毎年5月に有識者会議（地域経済牽引事業促進協議会（仮称））を開催し、基本計画や承認された地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証を行い、その結果及び基本計画や京都府及び亀岡市が実施する事業の見直し等の対応について府や市のホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

なし

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

なし

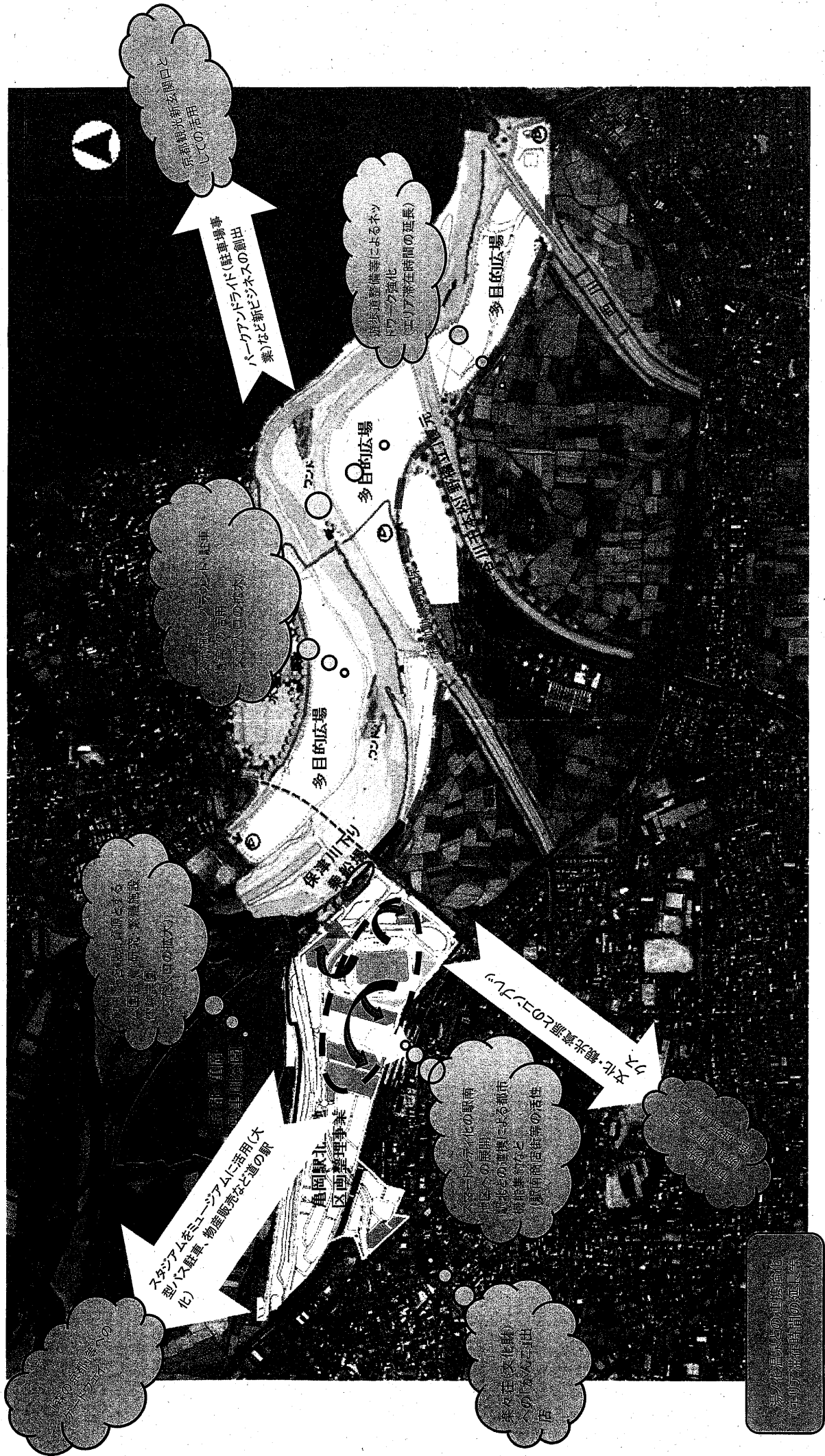
(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。

地域未来投資促進法に基づく基本計画「スポーツ・観光・まちづくり」事業基盤整備プラン表



文化・観光資源の活用(文化・観光資源の活用)

京都スタジアム（仮称）を交流拠点とした「スポーツ・観光・まちづくり」事業 計画内容

○地方創生推進交付金（地域未来投資促進法）事業内容

事業内容	・京都スタジアム（仮称）を交流拠点とするスポーツ・観光・まちづくり事業基本計画の策定
	・ICTを活用したスマートシティ化を進め、誰もが快適で安心なまちづくりのための基盤整備 （ICTのシステム構築等）
	・回遊性を高め（ネットワーク強化）、観光入込客等のエリア滞在時間を延ばすための基盤整備 （河川敷等の遊歩道整備等）
	・エリアを球技やニュースポーツの聖地とし新たな地域資源として活用するスポーツ施設等の基盤整備 （河川高水敷多目的広場の整備等）
	・アユモドキの保全を環境学習や保全体験の場として新たな地域観光資源として活用する基盤整備 （生息環境の整備等）

○地方創生推進交付金の枠組み

<通常(先駆タイプ)>

- ・ 交付率 : 国費 1 / 2
- ・ 財政措置 : ソフト事業… 5割は普通交付税、残りの5割は特別交付税により措置
ハード事業… 一般補助施設整備等事業債の対象で充当率90%、交付税措置率は30%
- ・ 交付期間 : 5カ年度以内
- ・ 上限額 : 単年度で国費2億円（事業費4億円）
- ・ ハード事業費 : 総事業費の1 / 2以内
- ・ 申請可能事業数 : 3事業以内（広域連携事業を含む場合は4事業以内）

<地域未来投資促進法に係る基本計画に基づく場合>

- ・ 交付率 : 国費 1 / 2
- ・ 財政措置 : ソフト事業… 5割は普通交付税、残りの5割は特別交付税により措置
ハード事業… 一般補助施設整備等事業債の対象で充当率90%、交付税措置率は30%
- ・ 交付期間 : 5カ年度以内
- ・ 上限額 : 単年度国費2億円（事業費4億円）を超えても申請が可能
※平成30年度～33年度の4年間で、最大8億円の国費獲得が可能
- ・ ハード事業費 : 総事業費の1 / 2を超えても申請が可能
- ・ 申請可能事業数 : 通常分とは別枠

京都スタジアム(仮称)新築工事の予定について

<入札結果の状況>

工事名称	落札業者	工期
京都スタジアム(仮称)新築工事 (主体工事)	竹中・公成・長村 特定建設工事共同企業体	工事開始日から 平成31年12月28日まで
京都スタジアム(仮称)新築工事 (電気設備工事)	正光・豊原・中島電工 特定建設工事共同企業体	工事開始日から 平成31年12月28日まで
京都スタジアム(仮称)新築工事 (機械設備工事)	影近・長尾・安田 特定建設工事共同企業体	工事開始日から 平成31年12月28日まで

<今後の予定>

○平成29年12月19日 京都府議会12月定例会閉会(請負工事契約議決)

○平成30年1月 工事着工

※亀岡駅北地区仮設道路及び仮設ロータリーから本設道路(暫定整備)への切替
(1月9日)・・・【別図】

○平成31年内 工事完成

○平成32年春 オープン(こけら落とし)

